

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

1 初診料及び外来診療料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料 76 点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記についてご不明な点は眼科窓口にご相談ください。

※コンタクトレンズの診療を行う

医師の氏名及び眼科診療経歴（医籍登録）

谷 英紀	：昭和62年5月23日
藤原 亜希子	：平成18年4月 6日